

JDA NO.112

令和元年7月31日
発行〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 9-7 兜町第一ビル TEL.03-3668-2788 FAX.03-3668-2789 <http://www.untendaikouyoukai.or.jp>

JDA第24回通常総会開催 6月24日(月) 東京・鉄鋼会館



（） 公益社団法人全国運転代行協会第24回通常総会が、6月24日（月）午後1時半から東京都中央区の鉄鋼会館において開催されました。来賓として警察庁交通局企画課林課長補佐、竹内係長、国土交通省自動車局旅客課旅客運送適正化推進室関上室長、東京交通新聞社仁平社長にご出席をいただき、丹澤会長の挨拶に続いて林課長補佐、関上室長、仁平社長よりそれぞれご挨拶をいただいた後、以下の議案審議に入りました。議案は第1号議案から第5号議案まで全て異議なく承認・可決されました。

JDA 第24回通常総会報告及び議決事項

第1号議案 平成30年度事業報告・決算報告の件

第2号議案 平成31年度事業計画案の件

第3号議案 平成31年度収支予算案の件

第4号議案 定款改定の件

第5号議案 その他

会長挨拶

公益社団法人全国運転代行協会
会長 丹澤 忠義



公益社団法人全国運転代行協会の第24回通常総会開催にあたり、挨拶申し上げます。

平成5年に任意団体として全国運転代行協会を設立し平成8年には「運転代行業の健全な発展によって、飲酒運転根絶を実現すること」を目的に掲げて、両省庁から社団法人として設立許可をいただきました。さらに平成24年には内閣府から認定を得て公益社団法人として新たに歩み始め、業界発展のためさまざまな活動を行ってまいりました。

また、昨年当協会会长として、天皇陛下御即位三十年奉祝委員会役員の委嘱を受け「日本社会から飲酒運転をなくす社会的使命を担う運転代行業が、国民の皆様からより信頼を寄せていただけるように」と熱い思いを筆に込め、代行業界の代表として奉祝の言葉を陛下に謹呈申し上げ、奉祝感謝の集いへも参列、大変栄誉な機会をいただきました。

このように、社会から運転代行業が認められるよう協会会长として尽力してまいりましたが、代行業界の適正化、健全化は、まだ志半ばで、全国各地で違法行為が少なくなるどころが多くなっており、一向に改善の兆しが見られません。このままでは眞面目に法を守っている業者がますます窮状に追い込まれてしまいます。それでも生活をかけて、会員の皆様には適正化を業者や利用者に訴えて頑張っていただいております。

運転代行業界は昨年に比べ、事業者は213社が減り代行業界が縮小しているように見えますが、問題はさらに内向していると考えます。そこで平成27年に国の事務・権限が地方自治体に移譲され4年が経過した今日、健全化の取り組みには、各県に温度差があり、警察庁、国土交通省の更なるお力を借りなければならない状況になってきております。具体的には、違法業者の取締りの強化、中でも全国での辻待ちと連係する白タク違法行為の取締り強化に対し、利用者保護対策における通報制度等を活用し、行政と事業団体がともに健全な業界発展に向け、これからも働きかけを続ける必要があります。

また昨年度、都道府県条例での設定が可能となった最低利用料金についても、適正な料金を設定できない地域が多いのが現状です。この問題も、それぞれの業者が仲間うちだけで悩んでいても何の解決にもなりません。自社と業界を守るため、是非今日出席されている皆さんのが中心となり、地元業者に働きかけ、互いに共存するために、話し合い、行動し、組織力での問題解決を目指して、自身の事業を守って行ってください。

終わりに皆様の事業のご発展とご健勝を祈念して挨拶いたします。

来賓・行政担当官ご挨拶

警察庁 交通局
交通企画課 林 和宏 課長補佐



公益社団法人全国運転代行協会の第24回通常総会の開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本日御参会の皆様方には、平素から、警察行政の各般にわたり、深い御理解と多大な御支援をいただいておりまことに対し、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、平成30年中の交通事故情勢につきましては、交通事故死者数は3,532人と、警察庁が保有する昭和23年以降の統計で最少となった前年をさらに下回りました。

これも、御協会をはじめとする関係各位の御尽力のたまものであると改めて感謝する次第であります。

しかしながら、依然として交通死亡事故も発生しているところであり、飲酒運転による交通死亡事故は、198件と、前年より6件減少していますが、多くの尊い命が飲酒運転によって失われていることに変わりはありません。

警察といたしましては、交通事故実態の詳細な分析に基づいた交通安全教育や広報啓発、交通事故抑止に資する指導取締りや街頭活動、交通安全施設の整備等の各種施策をなお一層総合的かつ強力に推進しているところであります。

とりわけ、飲酒運転根絶の観点からは、その受け皿としての運転代行サービスの普及促進を図っていくことが重要であると認識しております。

警察庁では、平成28年3月に国土交通省において取りまとめられた「利用者保護に関する諸課題への対策」等を踏まえ、各都道府県警察に対して、自動車運転代行業の業界団体が実施する自主的な街頭パトロール活動などの違法行為防止活動に関し、引き続き、各都道府県担当部局と緊密な連携を図り、必要な協力をを行う示達しているほか、本年5月には、新規参入業者等を対象とした自主的な定期指導講習会の実施の一助となるように、必要な情報提供を行うよう新たに示達したところであります。

御協会におかれましては、自動車運転代行業の健全化のために様々な取組を推進していただいているところでございますが、今後とも、安全で快適な交通社会の実現に向け、なお一層の御協力、御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、御協会の一層の御発展と、本日御参会の皆様方のますますの御健勝、御多幸を祈念いたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。

来賓・行政担当官ご挨拶

国土交通省 自動車局旅客課
旅客運送適正化推進室 関上 義明



本日、第24回通常総会にお招きいただき、ありがとうございます。

皆様方には、日頃より、適正な運転代行業界の構築にご尽力頂き、感謝申し上げます。また、国土交通行政をご理解ご協力を賜っております。ありがとうございます。

すでにご承知かと思いますが、平成29年12月に閣議決定された、地方分権改革に関する地方からの提案への対応方針を受け、昨年12月、運転代行業の最低利用料金を条例で設定することが可能である旨の通知を、都道府県のみならず、皆様にも発出しております。

この最低利用料金の設定は、交通の安全、利用者保護の観点から、各都道府県の判断により、条例化がなされるものであります、これまで利用料金に関する統計立ったデータがほとんどない中、

- ・各地域における平均的な料金の把握、
- ・適正な料金の算定に必要な原価計算の実施 等

につきまして、貴協会幹部の方々と、定期的にご相談等をさせて頂いております。

今後、各県を通じ、利用料金に関する調査等を段階的に進めていくことを検討しております。

その際にはご協力の程よろしくお願ひいたします。

さて、平成27年度に、運転代行業法における国土交通大臣の権限が都道府県知事に移譲され、早5年目に至ったところです。

これまで国土交通省からは、運転代行業の適切な運用に係る取扱い規程類を、技術的助言として各県へ通知してきたところです。

こうした中、各通知に則った基本的な取組のみならず、県独自の取組を、積極的に進めている県もあれば、基本的な取組すら十分ではないと思われる県が見受けられる状況にあります。

このため、各県の取組実態を把握した上で、運転代行業の適正化に向けた積極的な取組が、全国各地でまんべんなく、確実になされるよう進めてまいりたいと考えております。

運転代行業の、一層の健全な発展のため、貴協会は、なくてはならない存在であります。更なる組織強化と、活性化に向けた今後の活躍に大いに期待する次第です。国土交通省におきましても、引き続き貴協会と連携しながら、業界の適正化及び利用者利便の向上に取り組んで参ります。

最後になりますが、貴協会並びに運転代行業界の益々のご発展と本日ご列席の皆様の御健勝を祈念いたしまして、私の挨拶とさせて頂きます。

来賓・行政担当官ご挨拶

東京交通新聞社

代表取締役社長 仁平 英紀



本日は、通常総会にお招きいただき、ありがとうございます。日ごろより、丹澤会長をはじめ皆様には大変お世話になり、深く感謝申し上げます。長年にわたる、社会の安全・安心のためのご活動に敬意を表しております。

私は今年の4月1日付で東京交通新聞の代表を仰せつかりました。前社長で創業者の二村博三は今、90歳、私は今年48歳で、一気に若返りました。私は25年間、編集現場一筋で過ごし、国土交通省を中心に、タクシー、バスなど自動車交通分野全般を担当してきました。まだまだ若輩者で、日々勉強中です。引き続き、ご指導、ご教示のほど、よろしくお願ひいたします。

最近は、幼い命が犠牲になる高齢運転者による交通事故が各地で相次ぎ、大きな社会問題となっております。飲酒運転による事故、事案も依然、目立っています。飲酒運転の根絶に向け、運転代行業界の果たす役割は大変重要だと認識しております。

安全・安心で良質な事業者を利用者が選択できる「優良運転代行業者評価制度」は、昨年4月に3期目に入ったと聞き及んでおります。弊紙としましても、認知度のアップなどにお力添えができるべると考えております。

業界の健全化・適正化に向け、公益社団法人組織として活動する御協会の取り組みが一層期待されます。長年培った信頼をさらに広げてほしいです。弊紙の担当記者は「役員の方々だけでなく、30代、40代の若い一般の会員の方も業界を良くしたいという熱意を持っていて、とても感心する」と話しています。志を同じくするお仲間を一人でも増やし、一層団結され、引き続き、利用者や社会のために活躍してほしいと願っております。

東京交通新聞は皆様を持続的に応援させていただく唯一の新聞、メディアです。事業環境の変化は激しさを増すばかりですが、今後も、皆様のお役に立つ情報をお届けできるよう全力を尽くし、皆様の発展を応援させていただきます。

定款の改定について

定款第6条（法人の構成）について、昨年、通常総会において会費規則の賛助会員の項が改定されており、平仄を合わせるため賛助会員の項を次のとおり改定することと致します。

第3章 会員

（法人の構成員）

第6条 この法人の構成員は、この法人の目的に賛同して、次条の規定によりこの法人に入会した個人又は団体の会員とする。

2 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

「(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体」を

「(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した団体」に改定されました。

警察庁から 都道府県警察のウェブサイトに新規認定事業者の掲載

5月9日付警察庁から、各都道府県公安員会に新たに認定した自動車運転代行業者の認定番号、事業者名、営業所の所在地をすべての都道府県警察本部のウェブサイト上に、月1回以上更新するよう情報提供依頼がなされた。

各県の取組みについて

秋田県：集団指導講習 県内を中心、県北、県南の3ブロックに分け3年をかけて1巡する計画で今年は3回目の県南大仙市、横手市の2か所で実施されます。手順は、事前に自主点検表の提出が求められ、回答によって集団指導、呼出点検、臨店検査のいずれかに区分され、自主点検表の提出が無かったり、虚偽の内容が含まれている場合は行政処分の対象にされるとの内容です。

複数県から、事業者が行政に違法行為の現状をいくら説明しても、一事業者として取り扱われ対応されないとの苦情が事務局に多く寄せられています。現在は、行政が行う飲酒運転根絶に関する講習会及びイベント等に参加するなど、行政と協会支部の関係を構築し、行政へ現状を報告し解決策を導くようにしています。地道で遠回りのようですが実績を上げている地区があります。

法令順守マニュアルの活用について

平成27年5月に法令順守マニュアルの初版が発行されましたが、平成28年に表示について「5センチメートル程度以上」からを「5センチメートル以上」に改定されたほか、マグネット板表示等の緩和措置の終了等に関するこのほか、随伴用自動車に対する損害賠償責任保険（共済）が業務用として追加されたことにより、この度、改訂し第2版を発行いたしました。

先般、認定証を返納させた事業者が、返納後も再三にわたり営業を続いているとの運転代行業者からの苦情が相次いでいました。その様なときに、冊子43ページに認定事業者でない者に対しても、法第24条（営業の廃止）をもって廃止命令を下令することができ、それに違反した場合は懲役又は罰金による処罰の対象になることを「自動車運転代行業適正化法の解説：運転代行法令研究会／大成出版社」から引用し掲載しております。また、このマニュアルは条項の趣旨や罰則、内容を掲載しておりますので、行政が実施する立入検査に対する事前準備及び従業員教育等に役立てていただき、利用者等からの信頼を得ていただけるようご活用いただければ幸いです。また、本マニュアルの活用については、地方行政が立入検査の際に事業者への説明等に使いたいとの声もいただいております。

夏季休暇のお知らせ 事務局は8月14日(水)～16日(金)の3日間、夏季休暇を取らせていただきます。

支部活動報告

全国各支部で地域社会と連携して実施した諸活動を紹介します

茨城県支部が「フェスティバル神立2018」に参加

11月25日(日)茨城県土浦市神立小学校において開催された、「フェスティバル神立2018」において当協会茨城県支部(中山支部長)、並びに茨城県運転代行協会のメンバーが飲酒運転根絶キャンペーンを展開しました。



協会茨城県支部が「年末の交通事故防止県民運動」に参加

11月29日(木)イオンモール土浦において、年末の交通事故防止県民運動に伴う街頭キャンペーンに茨城県支部(中山支部長)、並びに茨城県運転代行協会土浦支部のメンバーが「飲酒運転みんなで防ごう！」のチラシを配布しながら訴えました。



大阪城ホールで今年も「SDD全国こども書道コンクール」が開催

2月23日(土)大阪城ホールで当協会が後援する「第7回JD共済presents SDD全国こども書道コンクール」が行われた。

社会から「飲酒運転」がなくなってほしい。の想いから、「こどもたちのメッセージを届ける、笑顔と思いやりの書道コンクール」をテーマに、日本国内在住の小学校1年生から中学校3年生が思いを込めた作品が、全国4ブロックに届けられ、会場ではその代表者が作品に込めた想いと書家の森大衛氏とともに「飲酒運転根絶」を願うメッセージを大きなパネルに書き上げ訴えました。



協会茨城県支部が今年も「あみさくらまつり」に参加

4月7日(日)茨城県阿見町総合保健福祉社会館脇「ふれあいの道」において、茨城県支部(中山支部長)、並びに茨城県運転代行協会県南支部のメンバーが「あみまちさくらまつり」に出店し、ステージ上で飲酒運転根絶を訴えました。



協会茨城県支部が「春の全国交通安全運動」に参加

5月10日(金)土浦市役所うらら大屋根広場にて、茨城県支部(中山支部長)が、春の全国交通安全運動に伴う街頭キャンペーン参加しました。



協会山梨県支部が「春の交通安全運動 出発式・街頭活動」に参加

5月10日(金)から13日(月)にかけて、笛吹市役所、甲府市民会館、甲斐市役所などで管轄する警察署とともに春の全国交通安全運動出発式や街頭活動が行われました。



協会栃木県支部が「春の全国交通安全運動」活動を実施
協会栃木県支部は、栃木県自動車運転代行サービス業協同組合と連携し、「春の全国交通安全運動」初日5月11日(土)16:30~18:30の間、宇都宮市鶴田町(東武代行前)において交通安全運動を実施しました。



協会栃木県支部は「ストロベリー・カクテルカーニバル2019」に参加し飲酒運転根絶活動を実施

5月12日(日) 栃木県支部(板橋支部長)は、栃木県自動車運転代行サービス業協同組合と連携し宇都宮市が推進する町おこしイベントである「ストロベリー・カクテルカーニバル2019」に参加し、飲酒運転根絶街頭活動を行いました。



協会静岡県支部が「春の交通安全運動街宣活動」を始動

5月16日(木) 協会静岡県支部(土屋支部長)が御殿場警察署を訪れ、河合竜司御殿場警察署長と田浦一博交通課長に、本日から20日(月)まで、御殿場市内で交通安全と飲酒運転撲滅を訴える街宣活動実施の報告を行いました。



協会熊本支部が「春の全国交通安全運動」を実施

5月17日(金) 熊本県支部(小森田支部長)は、熊本県市内の商店街において、「春の全国交通安全運動」に合わせ「飲酒運転根絶」活動を行いました。



交通安全講習会

栃木県那須塩原・大田原地区自動車運転代行業合同研修会に参加

12月7日(金) 那須塩原警察署大会議室で「那須塩原・大田原地区自動車運転代行業合同研修会」が開催されるにあたり、当協会栃木県支部に講演の依頼をいただき参加しました。



宮崎県支部が「第31回 合同安全研修会」を実施

2月11日(祝) 市内「ニューウェルシティー宮崎」で、協会宮崎県支部(黒木支部長)が宮崎県自動車運転代行業協同組合とともに「合同安全研修会」を行いました。



北海道支部が「運転代行業定期講習会」を開催

4月21日(日) 北海道支部(山田支部長)は、道民活動センター「かでる2.7」において、飲酒運転根絶の担い手として、利用者に安心と安全を提供することが責務であるにも関わらず、一部業者の中には遵法精神を逸脱する業者も見受けられる現状に鑑み講習会を開催しました。

